秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年9月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月25日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 縦覧に供する書類農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。